

公用

数枚

1  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
地図番号

(示表の地土) 部 題 表

者 有 所

番	番	番	番	番

(示表の地土) 部 題 表

八 六 番	宅 地	式 七 七 番	式 七 七 番	①地 番	所 在
				②地 目	西春日井郡西春村大字西之保字南神ノ戸 西春日井郡西春町大字西之保字 神ノ戸
				③ ha町 反 畝 m <sup>2</sup> 歩(坪) 横	
七 七 八 九 五		参 七 七 m <sup>2</sup>	参 七 七 m <sup>2</sup>	参 七 七 m <sup>2</sup>	
		昭和四十六年八月十五日 土地改良法による換地処分 他の従前の土地 四所字 東馬場 式七番七番 四所字 東馬場 式七番七番	昭和四十四年七月五日 参七七番の改訂合筆	原因及びその日付	
		昭和四十六年八月十五日 法務大臣の命により 昭和五十四年七月	昭和四十四年参月六日	登記の日付	

土地登記用紙(表題部) 印登不150

等級 2

103  
2.646-1

公用

(示表の地土) 部 題 表						(示表の地土) 部 題 表					
者 有 所	番	番	番	番	番	番	老 〇 参 番	番 宅 地	大 六 四 六 番 老 畑	①地 番	所 在
										②地 目	西春日井郡西春日大字西之保字東馬捨場 西春日井郡西春日大字西之保字 神ノ戸
										③地 目	
										地 積	
							六 九 九 五 九	式 〇 四 九 五	式 〇 米	積	
										原 因 及 び そ の 日 付	
										登 記 の 日 付	

数枚  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
地図番号

昭和四十六年八月五日  
土地改良法による換地処分  
他の従前の土地  
開墾等取付書第六四七番の次  
不動産登記法施行規則第七十七条  
第一項の規定により登記  
平成九年八月二十五日閉鎖

昭和四十六年八月五日  
登記の日付

土地登記用紙(表題部) 印字部一五〇

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年8月25日	不動産番号	1800000367874
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	西春日井郡西春町大字西之保字神ノ戸			[余白]	
	北名古屋市西之保神ノ戸			平成18年3月20日行政区画変更 平成18年3月20日登記	
①地番	②地目	③地積	町反数	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2365番	畑	⑩	226	[余白]	
87番	田		385	昭和46年8月2日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 西春村大字西之保字西馬捨場 2573番 〔昭和46年8月2日〕	
[余白]	宅地		385	62	②③昭和47年12月21日地目変更 〔昭和47年12月22日〕
[余白]	[余白]	[余白]			管轄転属により登記 平成9年8月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年12月22日 第14412号	原因 昭和47年12月21日売買 所有者 西春日井郡西春町 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成9年8月25日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年9月30日  
名古屋法務局

登記官

室井孝弘



表題部 (土地の表示)		調製	平成9年8月25日	不動産番号	1800000367890
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	西春日井郡西春町大字西之保字神ノ戸			余白	
	北名古屋市西之保神ノ戸			平成18年3月20日行政区画変更 平成18年3月20日登記	
①地番	②地目	③地積	町反数	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2298番	田	⑩	125	余白	
102番	田		506	昭和46年8月2日土地改良法による換地処分 〔昭和46年8月2日〕	
余白	宅地		506	64	②③昭和47年11月27日地目変更 〔昭和47年11月27日〕
余白	余白	余白			管轄転属により登記 平成9年8月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年11月27日 第13344号	原因 昭和47年11月25日売買 所有者 西春日井郡西春町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成9年8月25日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年9月30日  
名古屋法務局

登記官

室井孝弘

